

八千代総合運動公園多目的広場夜間照明施設使用料収納事務委託契約書 (案)

八千代市（以下「委託者」という。）と、〇〇（以下「受託者」という。）は、有料公園施設の使用料等に係る収納事務について、八千代市条例及び八千代市財務規則を遵守のうえ、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者は受託者に対し、八千代市都市公園条例第6条の2に定める有料公園施設の八千代総合運動公園多目的広場夜間照明施設使用料の収納事務を委託し、受託者はこれを受託し、別に締結する八千代市有料公園施設の指定管理業務に関する協定書による委託者の指示に従って収納事務を遂行するものとする。

（定義）

第2条 この契約書における有料公園施設とは、八千代総合運動公園多目的広場夜間照明施設をいう。

（委託料）

第3条 委託料は、指定管理料の中に含まれるものとする。

（使用料の徴収方法）

第4条 受託者は、八千代市都市公園条例施行規則第11条第1項第5号に規定する有料公園施設の使用許可書が交付され、かつ、使用料の納入の通知を行ったもの（以下「納入義務者」という。）から使用料を収納しなければならない。

（領収印）

第5条 領収印は、受託者が用意するものとし、別記のとおりとする。

（収納した使用料の納入）

第6条 受託者は、収納した使用料をその翌日以降の金融機関営業日（施設の休業日を除く）に、八千代市財務規則第53条第2項に定める現金払込書に必要事項を記入の上、当該現金とともにその収納に係る領収済通知書を添えて、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。

(収納の報告)

第7条 受託者は、毎月終了後翌月10日までに、使用料徴収簿の写し、収納状況の集計その他指定する書類を、委託者に提出する。

(身分を示す証票)

第8条 委託者は、受託者に対し、八千代市財務規則第54条第1項に定める身分を示す証票を交付するものとし、受託者はこの受託に係る事務を執行するときは、八千代市財務規則第54条第2項の規定により交付された証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(検査等)

第9条 委託者は、この契約による収納事務について、受託者の帳簿、書類その他の記録等を検査又は調査することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受託者は、この契約を締結したことにより生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の承認を得た場合については、この限りではない。

(秘密の保持)

第12条 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏洩し、これに類する行為をしてはならない。

(契約の解除等)

第13条 委託者又は受託者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託者又は受託者がこの契約に違反したとき。
- (2) 委託者又は受託者が正当な事由なくこの契約を履行しないとき。
- (3) 受託者の責に帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。
- (4) 八千代市都市公園条例が廃止されたとき。

(損害の賠償)

第14条 受託者は、この契約に違反し、又は故意もしくは過失によって委託者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

2 委託者は、前条第1号から第3号のいずれかに該当し、この契約の解除によって生じた受託者の損害については、その賠償の責を負わないものとする。

(契約の有効期間)

第15条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(協議事項)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じたときは、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、委託者と受託者が双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

受託者

(別記)

公印の名称	書 体	寸 法 (ミメートル)	ひ な 型
〇〇領収	かい書	径 3 0	